

指定訪問入浴介護 重要事項説明書

令和 年 月 日

「指定訪問入浴介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4670200411 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 近陵会
(2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町29番50号

(3) 電話番号 0996-25-3273
 (4) 代表者氏名 理事長 伊達 直子
 (5) 設立年月 昭和51年11月19日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定訪問入浴介護事業所

平成12年3月22日指定 鹿児島県 4670200411号

※当事業所は特別養護老人ホーム福和園に併設されています。

(2) 事業所の目的

社会福祉法人近陵会が開設する福和園訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称

社会福祉法人近陵会 福和園訪問入浴介護事業所

(4) 事業所の所在地

鹿児島県薩摩川内市御陵下町29番50号

(5) 電話番号

0996-20-1047

(6) 事業所長（管理者）氏名

伊達直子

(7) 当事業所の運営方針

- ① 事業所の訪問入浴介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持が図られるよう援助を行う。
- ② 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月

平成12年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定	鹿児島県 4670200171	定員55名
〃	平成23年3月22日指定	(入所定員増加)	〃 65名
[短期入所生活介護]	平成12年4月1日指定	鹿児島県 4670200171	併設事業所型
[地域密着型介護老人福祉施設]	平成26年3月27日指定	鹿児島県 4691500112	定員10名
[居宅介護支援事業]	平成11年11月15日指定	鹿児島県 4670200080	
[薩摩川内市在宅介護支援センター福和園]	平成8年3月11日	薩摩川内市	

3. 事業実施地域及び営業時間**(1) 通常の事業の実施地域** 薩摩川内市（甑島は除く）**(2) 営業日及び営業時間**

営 業 日	月～金（国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く）
サービス提供時間	月～金 9：00～17：00

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名	0	1名	従事者の管理、業務の管理、訪問入浴介護の提供
2. 看護職員	1名以上		1名	訪問入浴介護の提供
3. 介護職員	2名以上		2名	〃

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）※

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

入浴・清拭・洗髪・衣類着脱等のお世話をします。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問入浴介護計画に定められます。

☆ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

これまで「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」がありましたが、令和6年6月から①事業者の賃金加算や申請に係る事務負担の軽減すること、②利用者様にとって分かりやすい制度であること、③事業者全体として柔軟な事業運営を可能とすることの観点から、処遇改善に係る加算を一本化したものです。

加算率： 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 12.7%

☆初回加算 200単位/月

① 算定要件

新規利用者の居宅を訪問し指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合、1月につき所定単位数を加算します。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前9時00分から午後5時まで）の料金は次の通りです。

1. 利用料金	12,660 円
2. うち、介護保険から給付される金額	11,394 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,266 円

☆利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治医の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、訪問入浴介護サービスを行った場合は、表の利用料金の5%が割り引かれます。主治医の意見書については利用者負担となります

☆訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を行った場合は、表の利用料金の10%が割り引かれます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問入浴介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

1. 利用料金	12,660 円
---------	----------

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み 鹿児島相互信用金庫 大小路支店 普通預金 98253 イ. 現金支払い（介護職員・看護職員のどちらかがいただき領収書を発行いたします。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、介護職員・看護職員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護職員・看護職員

実際のサービス提供に当たっては、複数の介護職員・看護職員が交替してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項（契約書第5条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を、事業者に依頼することはできません。

②訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・電気を含む）は無償で使用させていただきます。介護職員・看護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（３）サービス内容の変更（契約書第 8 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）介護職員・看護職員の禁止行為（契約書第 12 条参照）

介護職員・看護職員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する介護予防訪問入浴介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 訪問入浴主任 新原 琴美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：00～17：00

（２）行政機関その他苦情受付機関

薩摩川内市役所健康保険部 介護保険課	所在地 薩摩川内市神田町 3 番 22 号 TEL 0996-23-5111 FAX 0996-20-5570 受付時間(平日) 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 鴨池南国ビル内 TEL 099-213-5122 FAX 099-250-4307 受付時間(平日) 8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 県社会福祉センター内 TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間(平日) 9:00～16:00

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の心身の異変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医
或いは病院、行政主管課、家族、事業所に連絡し適切な措置を講じます。

9. 損害賠償について(契約書第 15 条、第 16 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償
いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約
者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減
じる場合があります。

10. 個人情報の保護について

事業所は、ご契約者及びご契約者の家族から予め同意を得ない限り、サービス提供者会議に
おいて、ご契約者及びご契約者の家族の個人情報を用いません。

令和 年 月 日

指定訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いま
した。

社会福祉法人近陵会 福和園 訪問入浴介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問入浴介護サービスの
提供開始に同意しました。

ご契約者住所

氏名

印

ご契約者の家族住所

氏名

印

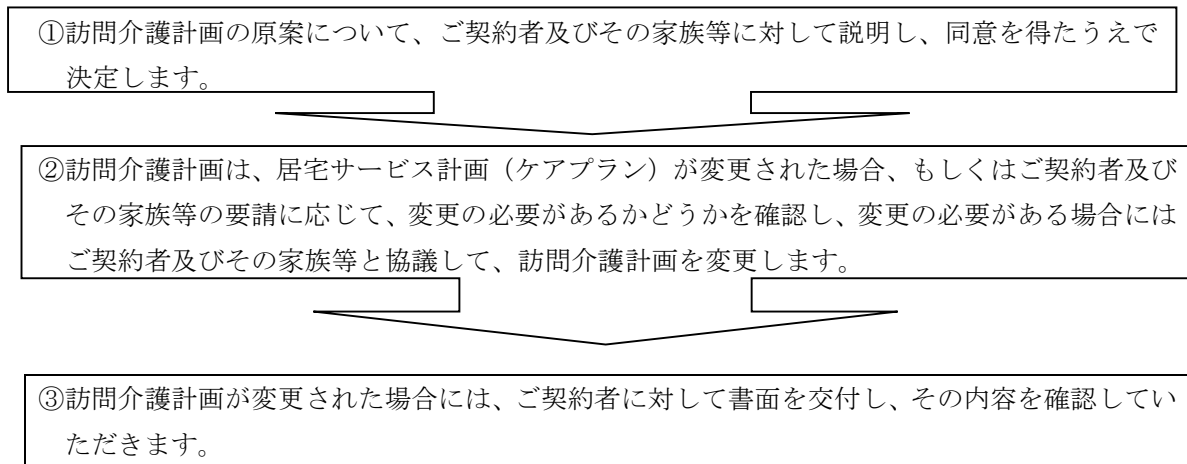
続柄

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に
基づき、ご契約者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

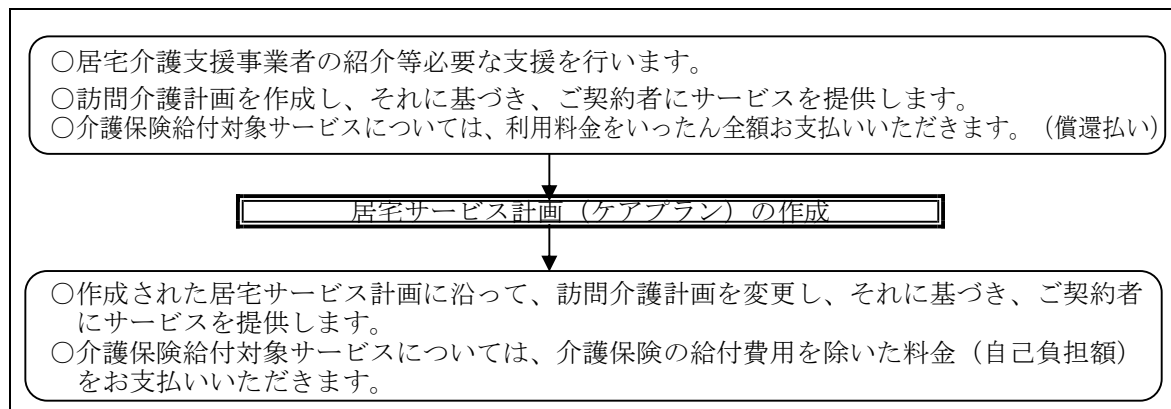
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

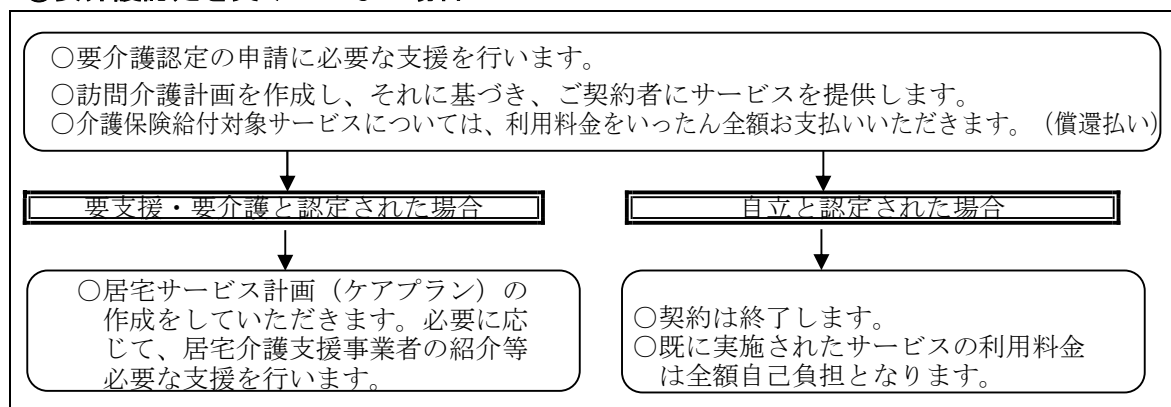


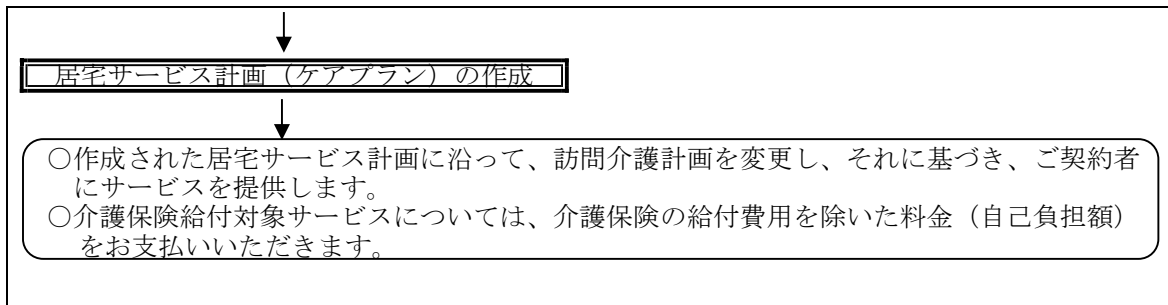
- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合





2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. サービス利用をやめる場合（契約終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 当該サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。